

はじめに

FPとは「**F**inancial(ファイナンシャル)・**P**lanning(プランニング)＝資金計画・立案」と「**F**inancial(ファイナンシャル)・**P**lanner(プランナー)」の2つを表す略称です。

個人の夢や目標の達成に向けたライフプラン(＝人生設計)には、さまざまな「お金」の問題が発生します。そこで、個人のライフプランに合わせた資金計画の立案には、一つの分野に特化した知識だけでなく、「年金」「保険」「不動産」「金融資産」「税金」「相続」など、さまざまな種類の「お金」の知識が必要となります。

「FP」は、これらの「お金」の知識を総合的に身に付けて、お客様のライフプランの実現に向けたアドバイスをする専門家です。

人生100年時代を迎え「お金」の知識を身に付けることは、当然、ビジネスとして活用することができますが、同時に、本書を手にとられているみなさまの人生の羅針盤にもなります。学ぶことで「経済」が見える。「社会」が見える。「人生」が見える。そんな資格が「FP」なのです。

本格的に「FP」を目指すみなさまのステップアップとなる資格が「2級ファイナンシャル・プランニング技能士(FP技能士)」です。

3級FP技能士をFP資格の基礎編とするならば、2級FP技能士は応用編です。金融商品、保険商品や不動産などの販売員の多くが2級FP技能士資格を有していることから、その知識レベルの高さが想像できるでしょう。

本書を執筆いたしました「資格の大原 FP講座の専任講師」は、これまで数多くの2級FP技能士の合格者を輩出しております。試験傾向はもちろん、受検生が苦手な論点などを熟知しておりますので、本書の中に「合格のノウハウ」が余すことなく集約されております。

本書をご利用されるみなさまが必ず「2級FP技能士」の栄冠を勝ち取られることを、資格の大原 FP講座専任講師一同、心より祈念いたしております。

資格の大原 FP講座

<トピックス>

2025年4月より、「2級FP技能検定(学科試験、実技試験)」は、全国で随時受検ができる「CBT(Computer Based Testing)試験」へ移行されました。

本書の利用方法

本書は、NPO 法人 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会(以下、協会)と一般社団法人金融財政事情研究会(以下、金財)が実施する「2級 FP 技能検定」の過去の本試験問題の中から頻出度・重要度の高い問題を厳選した問題集です。

〈学科編〉

テキスト(別冊)と対応

『資格の大原公式FP2級AFP合格テキスト』と対応していますので、本書とともに利用できます。

教育・住宅取得資金計画

問題 2 教育資金のための借入金 2014年9月試験

DATE

問題を解答した日付を入力できます。
各問題を「3回」確認すれば、もう万全です。

問題 3 フラット35 2015年5月試験

DATE

問題の「×年×月試験」は本試験の出題時期をあらわしています。なお、一部の問題は、法令等の改正等、レイアウトの変更などに伴い、適宜、修正をしております。

第1章

第1章 | ライフプランニングと資金計画

解答 2

1. ○ ない、日本学生支援機構の奨学金にも、教育一般貸付と同様に、親の所得金額に係る利用基準が設けられている。

2. × 日本政策金融公庫の教育一般貸付の融資限度額は、子ども1人につき350万円(所定の海外留学、自宅外通学、大学院等の場合は450万円)とされている。

3. ○ 日本学生支援機構の貸与型奨学金には、無利息で貸与を受けられる第一種奨学金(在学中は無利息)貸与の第二種奨学金がある。なお、日本学生支援機構には言葉成績に係る要件が設けられているが、日本政策金融公庫の貸付の利用要件には、子の学業成績に係る要件が設けられていない。

解答 1

1. ○ フラット35の融資金利は、取扱金融機関により異なる。なお、融資金利は、借入申込時点の金利ではなく、融資実行時点の金利が適用される。

2. × 住宅金融支援機構のインターネットサービス「住・My Nae」を利用して一部繰上げ返済を申し込む場合、返済可能な金額は10万円以上である。なお、金融機関の窓口で一部繰上げ返済を申し込む場合、返済可能な金額は100万円以上である。

3. × 融資対象となる一戸建て住宅は、住宅金融支援機構が定めた技術基準に適合する一定の費用も認められる。

まとめ

＜資格や立場がない場合に法令違反とならない場合＞

項目	有償無償問わず具体的な税務相談や税務書類の作成
税務	生命保険や損害保険の募集や媒介(仲介)
生命保険募集人	具体的な投資判断(時期、数量、投資方法)の助言
金融商品取引業	具体的な法律相談や法律事務
弁護士	報酬を得て行う行政機関等に提出する書類の作成
社会保険労務士	

＜資格や立場がない場合に法令違反とならない場合＞

項目	セミナーなどにおける一般的な税務の解説など
税務	生命保険や損害保険の一般的な解説や保険証券の説明など
生命保険募集人	金融商品に関する過去のデータや資料の提示など
金融商品取引業	
弁護士	
社会保険労務士	

＜日本政策金融公庫＞

項目	借入限度
借入限度	返済期間
返済期間	借入条件
借入条件	

まとめ

〈学科編〉の各章の最後に、問題を解答する際のポイントをまとめてあります。

本書は、2026年4月1日現在の施行法令等により作成されています。

〈実技編〉

〈実技編〉

ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

2級 資産設計 提案業務

(日本ファイナンシャル・プランナーズ協会)

問 題

科目別

過去の本試験より厳選した問題を科目別に掲載しています。
受検予定の問題をしっかりと確認しましょう。

【実技試験の試験範囲】

【資産設計提案業務】（協会：実施）

1. 関連業法との関係及び職業上の倫理を踏まえたファイナンシャル・プランニング
2. ファイナンシャル・プランニングのプロセス
3. 顧客のファイナンス状況の分析と評価
4. プランの検討・作成と提示

【個人資産相談業務】（金財：実施）

1. 関連業法との関係及び職業上の倫理を踏まえたファイナンシャル・プランニング
2. 個人顧客のニーズ及び問題点の把握
3. 問題の解決策の検討・分析
4. 顧客の立場に立った相談

【生保顧客資産相談業務】（金財：実施）

1. 関連業法との関係及び職業上の倫理を踏まえたファイナンシャル・プランニング
2. 生保顧客のニーズ及び問題点の把握
3. 問題の解決策の検討・分析
4. 顧客の立場に立った相談

【試験実施機関による比較】

	協 会	金 財※
出題科目	資産設計提案業務	個人資産相談業務 生保顧客資産相談業務
出題形式	CBT多肢選択式など（40問）	CBT事例形式5題（15問）
試験時間	90分	90分
合格基準	100点満点で60点以上	50点満点で30点以上

※金財実施の出題科目には、上記の他に「個人事業主資産相談業務」「損保顧客資産相談業務」がある。（本書では対応していません）

2級FP技能検定■合格スケジュール

次の日程を参考に各自の合格スケジュールを立てましょう！

学習内容	学習範囲	9月検定の モデルケース	1月検定の モデルケース	5月検定の モデルケース
テキスト※ を読む	第1章 ライフプランニングと資金計画	6月上旬	10月上旬	2月上旬
	第2章 リスク管理			
	第3章 金融資産運用			
問題集(本書) (学科)を解く	第1章 ライフプランニングと資金計画	7月上旬	11月上旬	3月上旬
	第2章 リスク管理			
	第3章 金融資産運用			
テキストを読む	第4章 タックスプランニング	7月中旬	11月中旬	3月中旬
	第5章 不動産			
	第6章 相続・事業承継			
問題集(学科)を 解く	第4章 タックスプランニング	8月中旬	12月中旬	4月中旬
	第5章 不動産			
	第6章 相続・事業承継			
問題集(実技)を 解く	受検予定の実技試験の問題	8月下旬	12月下旬	4月下旬
問題集の正解率80%を達成		9月上旬	1月上旬	5月上旬
最終確認や弱点補強など		試験の直前1週間前		
2級FP技能検定(CBT試験)		随時(休止期間を除く)		

※テキストは別冊となります。

— 法令基準日 —

2級FP技能検定の法令基準日は、2026年6月～2027年5月実施分は「2026年4月1日」となります。

目 次

〈学科編〉

第1章 ライフプランニングと資金計画	1
--------------------------	---

第2章 リスク管理	39
-----------------	----

第3章 金融資産運用	75
------------------	----

第4章 タックスプランニング	107
----------------------	-----

第5章 不動産	135
---------------	-----

第6章 相続・事業承継	165
-------------------	-----

〈実技編〉

資産設計提案業務	197
----------------	-----

個人資産相談業務(第1回)	269
---------------------	-----

個人資産相談業務(第2回)	295
---------------------	-----

生保顧客資産相談業務(第1回)	323
-----------------------	-----

生保顧客資産相談業務(第2回)	349
-----------------------	-----

一般社団法人金融財政事情研究会 ファイナンシャル・プランニング技能検定
2級実技試験(個人資産相談業務、生保顧客資産相談業務)
【許諾番号】1708K000002

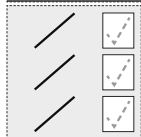
第 1 章

ライフプランニングと資金計画

頻出項目ポイント

- 法令順守
- 公的医療保険
- 介護保険
- 雇用保険
- 国民年金の被保険者
- 老齢厚生年金
- 遺族厚生年金
- 公的年金の併給調整
- 国民年金基金
- 中小企業退職金共済および小規模企業共済

DATE



問題 1 法令順守

2015年5月試験

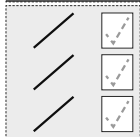
ファイナンシャル・プランナーの顧客に対する行為に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 税理士資格を有しないファイナンシャル・プランナーが、税理士と顧問契約を結び、顧客の同意を得たうえで、顧客のファイナンシャル・プランニングに関する具体的な税額計算を当該税理士に依頼した。
2. 弁護士資格を有しないファイナンシャル・プランナーが、顧客の公正証書遺言の作成時に証人として立ち会い、顧客から適正な報酬を受け取った。
3. 社会保険労務士資格を有しないファイナンシャル・プランナーが、年金の相談に来た顧客からの求めに応じ、有償で公的年金の裁定請求手続きを代行した。
4. 司法書士資格を有しないファイナンシャル・プランナーが、ライフプランの相談に来た顧客からの求めに応じ、顧客の代理人(任意後見受任者)となることを引き受け、任意後見契約を締結した。

解 答 3

1. ○ 税理士資格を有しない者が、顧客の同意を得たうえで、顧客の具体的な税額計算を当該税理士に依頼することは、法令に違反しない。なお、税理士資格を有しない者が、顧客の具体的な税額計算を自ら行う場合は、**有償・無償にかかわらず**、法令違反となる。
2. ○ 遺言者の推定相続人などの利害関係者は公正証書遺言の証人になれないが、弁護士や司法書士**資格を有しなくても**公正証書遺言の証人にはなれる。
3. × 年金事務所などの行政官庁等に申請書類等を提出する手続きを代行することは、社会保険労務士の独占業務となっている。したがって、社会保険労務士資格を有しない者が、有償で公的年金の裁定請求手続きを代行する行為は、法令違反となる。なお、社会保険労務士資格がなくても、顧客の公的年金の**受給見込み額の計算**を行うことは、法令違反とならない。
4. ○ 任意後見制度に基づく任意後見受任者(任意後見人)には、弁護士や司法書士資格などを有しない個人でも就任することが可能である。したがって、司法書士資格を有しない者が、顧客からの求めに応じて代理人(任意後見受任者)となることを引き受け、**任意後見契約を締結**することは、法令違反とならない。

DATE



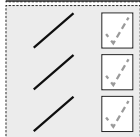
問題 2 教育資金のための借入金

2014年9月試験

教育ローンおよび奨学金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 日本政策金融公庫の教育一般貸付を利用するためには、世帯年収(所得)が世帯で扶養している子どもの人数によって定められた金額以内であることが要件とされている。
2. 日本政策金融公庫の教育一般貸付の融資限度額は、子ども1人につき300万円とされている。
3. 独立行政法人日本学生支援機構の貸与型奨学金には、無利息で貸与を受けられる第一種奨学金と、利息付(在学中は無利息)貸与の第二種奨学金がある。
4. 日本政策金融公庫の教育一般貸付と独立行政法人日本学生支援機構の奨学金は、同一世帯内で重複して利用することができる。

DATE



問題 3 フラット35

2015年5月試験

住宅金融支援機構と民間金融機関が提携した住宅ローンであるフラット35(買取型)に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 融資金利は、一律ではなく、取扱金融機関がそれぞれ独自に設定している。
2. 住宅金融支援機構のインターネットサービス「住・My Note」を利用して一部繰上げ返済を申し込む場合、返済可能な金額は100万円以上である。
3. 融資対象となる一戸建て住宅は、住宅金融支援機構が定めた技術基準に適合し、かつ、床面積が40㎡以上の住宅である。
4. 融資期間は、原則として申込者が80歳になるまでの年数と35年のいずれか短い年数が上限とされているが、下限は定められていない。

解 答 2

1. ○ なお、日本学生支援機構の奨学金にも、教育一般貸付と同様に、**親の所得金額に係る利用基準**が設けられている。
2. × 日本政策金融公庫の教育一般貸付の融資限度額は、子ども1人につき**350万円**（所定の海外留学、自宅外通学、大学院等の場合は**450万円**）とされている。
3. ○ 日本学生支援機構の貸与型奨学金には、**無利息**で貸与を受けられる**第一種奨学金**と、**利息付（在学中は無利息）**貸与の**第二種奨学金**がある。なお、日本学生支援機構の奨学金には学業成績に係る要件が設けられているが、日本政策金融公庫の教育一般貸付の利用要件には、子の学業成績に係る要件が設けられていない。
4. ○ 日本政策金融公庫の教育一般貸付と独立行政法人日本学生支援機構の奨学金は、同一世帯内で**重複して利用することができる**。なお、教育一般貸付と日本学生支援機構の奨学金の資金使途は、入学金、授業料などの学校納付金に限られず、**受験料や受験のための交通費・宿泊費、通学定期代、アパートの家賃**など学生の居住に要する一定の費用も認められる。

解 答 1

1. ○ フラット35の融資金利は、**取扱金融機関により異なる**。なお、融資金利は、借入申込時点の金利ではなく、**融資実行時点**の金利が適用される。
2. × 住宅金融支援機構のインターネットサービス「住・My Note」を利用して一部繰上げ返済を申し込む場合、返済可能な金額は**10万円以上**である。なお、金融機関の窓口で一部繰上げ返済を申し込む場合、返済可能な金額は**100万円以上**である。
3. × 融資対象となる一戸建て住宅は、住宅金融支援機構が定めた技術基準に適合し、かつ、床面積が**50㎡以上**の住宅である（共同住宅の場合は、**30㎡以上**）。
4. × 融資期間は、原則として**15年**（申込者または連帯債務者が60歳以上の場合は10年）**以上35年以下**となっており、上限も下限も定められている。

DATE

**問題 4** 住宅ローンの返済計画

2014年5月試験

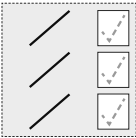
一般的な全期間固定金利型住宅ローンの返済方式ならびに一部繰上げ返済に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 借入金額や返済期間等の他の条件が同一であれば、元利均等返済方式は、元金均等返済方式よりも、返済初回の元金部分の返済額が少ない。
2. 繰上げ返済は、繰上げ返済額が一定額であれば、返済期間短縮型、返済額軽減型ともに、繰上げ実行時期が早ければ早いほど利息の軽減効果が大きくなる。
3. 繰上げ返済額などの他の条件が同一であれば、返済額軽減型の繰上げ返済は返済期間短縮型の繰上げ返済よりも利息の軽減効果大きい。
4. 民間金融機関の住宅ローンを繰上げ返済する場合、金融機関により最低返済額や必要となる手数料が異なるため、事前に確認する必要がある。

社会保険

テキストP.21～

DATE

**問題 5** 健康保険・後期高齢者医療制度

2011年9月試験

公的医療保険に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 健康保険の被保険者である子に生計を維持されている者は、子と同居していない場合、他の要件にかかわらず、その子の加入する健康保険の被扶養者になることはできない。
2. 全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)の一般保険料率は、都道府県ごとに定められている。
3. 組合管掌健康保険(組合健保)の保険料の負担割合について、健康保険組合は規約により被保険者の負担割合を2分の1超とすることができる。
4. 健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度の被保険者へ切り替わると、同時にその被扶養者は後期高齢者医療制度の被扶養者となる。

解 答 3

1. ○ 借入金額や返済期間等の他の条件が同一であれば、**元利均等返済方式**は、元金均等返済方式よりも、**返済初回の元金部分の返済額が少ない**。よって、借入金額や返済期間等の他の条件が同一であれば、**元利均等返済方式**の方が、元金均等返済方式よりも、**利息の支払総額が多くなる**。
2. ○ 繰上返済は、繰上げ実行時期が**早ければ早いほど利息の軽減効果が大きくなる**。なお、返済期間短縮型は、毎月の返済額を変更せずに残りの返済期間を短くする方法であり、返済額軽減型は、返済期間を変更せずに毎月の返済額を減額する方法である。
3. × 繰上げ返済額などの他の条件が同一であれば、**返済期間短縮型**の繰上げ返済の方が返済額軽減型の繰上げ返済よりも**利息の軽減効果が大きい**。
4. ○ なお、フラット35の場合は、**繰上返済手数料は無料**である。

解 答 2

1. × 健康保険の被保険者である子に生計を維持されている者(親)は、**子と同居していなくても**、収入など他の要件を充足すれば、その子の加入する健康保険の被扶養者になることができる。
2. ○ 協会けんぽの一般保険料率は、**都道府県ごとに定められており**、全国平均では約10%となっている。なお、保険料は事業主と被保険者が2分の1ずつ負担する。
3. × 組合管掌健康保険(組合健保)の保険料の負担割合について、健康保険組合は規約により**事業主の負担割合を2分の1超と**することができる。
4. × 後期高齢者医療制度には**被扶養者という区分がない**。したがって、健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度の被保険者へ切り替わった場合、健康保険の被扶養者であった者は、新たに国民健康保険に加入するか、他の者の被扶養者になる必要がある。

DATE

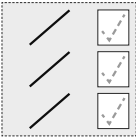
**問題 6** 健康保険(保険給付)

2014年5月試験

健康保険の保険給付に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 人間ドックによる検査や美容を目的とする隆鼻術や二重まぶたなどの手術は、健康保険で受けることのできる療養の給付の範囲に含まれる。
2. 入院時の食事代や差額ベッド代は、高額療養費の対象となる。
3. 被保険者が業務外の事由による負傷または疾病の療養のため仕事を連続して4日以上休み、報酬を受けられなかった場合は、4日目以降の労務に服することができない日に対して傷病手当金が一定期間支給される。
4. 被保険者が産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合に支給される出産育児一時金の額は、1児につき45万円である。

DATE

**問題 7** 国民健康保険

2015年1月試験

国民健康保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 国民健康保険の被保険者の資格取得の届出は、資格を取得した日から14日以内に行うものとされている。
2. 国民健康保険の各年度における保険料(税)には、最高限度額が定められている。
3. 国民健康保険には被扶養者という区分はなく、加入者全員が被保険者となる。
4. 国民健康保険の医療費の一部負担金(自己負担額)の割合は、被保険者の年齢にかかわらず、一律3割とされている。

解 答 3

1. × 人間ドックによる検査や美容を目的とする隆鼻術や二重まぶたなどの手術は、健康保険で受けることのできる療養の給付の範囲には含まれない。
2. × 入院時の食事代や差額ベッド代は、高額療養費の対象とならない。
3. ○ 傷病手当金は、業務外の事由による負傷または疾病の療養のために仕事を休んだ日が**連続して3日間**あったときに、**4日目以降**の休んだ日について支給される。したがって、被保険者が業務外の事由による負傷または疾病の療養のため仕事を連続して4日以上休み、報酬を受けられなかった場合は、4日目以降の労務に服することができない日に対して傷病手当金が支給される。なお、傷病手当金は**1年6カ月**を限度として支給される。
4. × 被保険者が産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合に支給される出産育児一時金の額は、1児につき**50万円**である。

解 答 4

1. ○ 国民健康保険の被保険者の資格取得の届出は、資格を取得した日から**14日以内**に行うものとされている。なお、任意継続被保険者の加入申出期限は、健康保険の資格喪失日から**20日以内**である。
2. ○ 国民健康保険の各年度における保険料(税)には、**最高限度額**が定められている。なお、国民健康保険の保険料は、所得割や均等割等により計算され、その保険料率は**市町村(特別区を含む)**により異なる。
3. ○ 国民健康保険には被扶養者という区分はなく、**加入者全員が被保険者**となる。なお、国民健康保険では、被保険者の**業務上の疾病、負傷**についても、労働者災害補償保険の給付等がある場合を除き、保険給付の対象となる。
4. × 国民健康保険の医療費の一部負担金(自己負担額)の割合は、原則として**3割**であるが、6歳未満は**2割**、70歳以上は**2割**(現役並み所得者は**3割**)となっている。

DATE

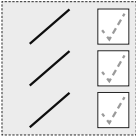
**問題 8 健康保険の任意継続被保険者制度**

2015年5月試験

健康保険の任意継続被保険者に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 任意継続被保険者となるためには、健康保険の被保険者資格を喪失した日の前日まで継続して6ヵ月以上の被保険者期間がなければならない。
2. 健康保険の被保険者が自己都合による退職により被保険者資格を喪失した場合には、他の要件を満たしていたとしても、任意継続被保険者となることはできない。
3. 健康保険の被保険者が退職後に任意継続被保険者となった場合、保険料については、任意継続被保険者と事業主であった者が折半して負担する。
4. 任意継続被保険者に所定の要件を満たす配偶者や子がいる場合、所定の手続きにより、それらの者を健康保険の被扶養者とすることができる。

DATE

**問題 9 介護保険**

2020年1月試験

公的介護保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 公的介護保険の保険給付は、保険者から要介護状態または要支援状態にある旨の認定を受けた被保険者に対して行われるが、第1号被保険者については、要介護状態または要支援状態となった原因は問われない。
2. 公的介護保険の第2号被保険者のうち、前年の合計所得金額が220万円以上の者が介護サービスを利用した場合の自己負担割合は、原則として3割である。
3. 要介護認定を受けた被保険者の介護サービス計画(ケアプラン)は、一般に、被保険者の依頼に基づき、介護支援専門員(ケアマネジャー)が作成するが、所定の手続きにより、被保険者本人が作成することもできる。
4. 同一月内の介護サービス利用者負担額が、所得状況等に応じて定められている上限額を超えた場合、所定の手続きにより、その上限額を超えた額が高額介護サービス費として支給される。

解 答 4

1. × 任意継続被保険者となるためには、健康保険の被保険者資格を喪失した日の前日まで**継続して2ヵ月以上**の被保険者期間がなければならない。
2. × 離職事由は、任意継続被保険者となるための要件とはなっていない。
3. × 健康保険の被保険者が退職後に任意継続被保険者となった場合、保険料については、任意継続被保険者が**全額負担**する。
4. ○ なお、任意継続被保険者として加入できる期間は最長で**2年間**である。

解 答 2

1. ○ なお、**第2号被保険者**(40歳以上65歳未満)については、**老化を原因**とした疾病による要介護状態または要支援状態となった場合に限定される。
2. × 公的介護保険の**第2号被保険者**が介護サービスを利用した場合の自己負担割合は、**1割**である。なお、**第1号被保険者**の自己負担割合は、**1割**または所得水準の高さに応じて**2割**または**3割**となる。
3. ○ 要介護認定を受けた被保険者の介護サービス計画(ケアプラン)は、一般に、被保険者の依頼に基づき、**介護支援専門員(ケアマネジャー)**が作成するが、所定の手続きにより、**被保険者本人**が作成することもできる。
4. ○ 同一月内の介護サービス利用者負担額が、所得状況等に応じて定められている上限額を超えた場合、所定の手続きにより、その**上限額を超えた額**が高額介護サービス費として支給される。

DATE

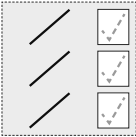
**問題 10** 労働者災害補償保険

2021年9月試験

労働者災害補償保険(以下「労災保険」という)に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 労災保険の適用を受ける労働者には、雇用形態がアルバイトやパートタイマーである者は含まれない。
2. 業務上の負傷または疾病が治癒したときに身体に一定の障害が残り、その障害の程度が労働者災害補償保険法に規定する障害等級に該当する場合、障害補償給付が受けられる。
3. 労災保険の適用事業所の事業主は、その営む事業において使用する労働者数の多寡にかかわらず、労災保険の特別加入の対象となる。
4. 労災保険の保険料を計算する際に用いる保険料率は、適用事業所の事業の種類による差異はない。

DATE

**問題 11** 雇用保険(基本手当)

2019年9月試験

雇用保険の基本手当に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 基本手当は、原則として、離職の日以前2年間に雇用保険の一般被保険者であった期間が通算して6ヵ月以上あるときに受給することができる。
2. 基本手当の所定給付日数は、離職理由や被保険者期間、離職時の年齢等に応じて定められており、特定受給資格者等を除く一般の受給資格者は、被保険者期間が20年以上の場合、最長で180日である。
3. 基本手当の受給期間は、原則として、離職の日の翌日から起算して1年である。
4. 正当な理由がなく自己の都合により離職した者に対する基本手当は、待期期間満了後、原則として4ヵ月間の給付制限期間がある。

解 答 2

1. × 労災保険の適用事業所の労働者であれば、常用、日雇い、アルバイト、パート、タイマーなどの**雇用形態や労働時間の長短を問わず**、労災保険の適用を受ける。
2. ○ なお、同一の事由により労働者災害補償保険の障害補償年金と障害厚生年金が支給される場合、**障害補償年金**は、所定の調整率により**減額**されて支給される。
3. × 労災保険の適用事業所の事業主は、その営む事業において使用する労働者数が金融業・保険業・不動産業・小売業は50人以下、卸売業・サービス業は100人以下、これら以外の業種は300人以下の場合に、労災保険の特別加入の対象となる。
4. × 労災保険の保険料を計算する際に用いる保険料率は、適用事業所の**事業の種類**によって異なる。

解 答 3

1. × 基本手当は、原則として、離職の日以前**2年間に**雇用保険の一般被保険者であった期間が通算して**12ヵ月以上**あるときに受給することができる。
2. × 基本手当の所定給付日数は、離職理由や被保険者期間、離職時の年齢等に応じて定められており、特定受給資格者等を除く一般の受給資格者は、被保険者期間が20年以上の場合、最長で**150日**である。
3. ○ なお、傷病等で30日以上働くことができなくなったときは、最長**3年間の延長**が認められる。
4. × 正当な理由がなく自己の都合により離職した者に対する基本手当は、待期期間満了後、最長3ヵ月間(5年間のうち2回目の離職までは**1ヵ月間**)の給付制限期間がある。なお、離職期間中や離職前1年以内に教育訓練等を自ら受けた場合には、この給付制限は解除される。

第1章

ライフプランニングと資金計画

DATE

**問題12** 雇用保険(高年齢雇用継続給付)

2018年5月試験

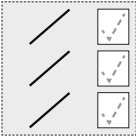
雇用保険の高年齢雇用継続給付に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けるためには、原則として60歳到達時に雇用保険の一般被保険者であった期間が1年以上あることが必要である。
2. 高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けるためには、一定の一般被保険者に対して支給対象月に支払われた賃金の額が、原則として60歳到達時の賃金月額85%未満となっていることが必要である。
3. 老齢厚生年金と高年齢雇用継続基本給付金との間で調整が行われる場合、その調整による老齢厚生年金の支給停止額(月額)は、最高で受給権者の標準報酬月額の6%相当額である。
4. 高年齢再就職給付金を受給するためには、再就職した日の前日における基本手当の支給残日数が150日以上あること等の要件を満たすことが必要である。

公的年金制度の概要

テキストP.45～

DATE

**問題13** 国民年金(被保険者)

2015年5月試験

国民年金の被保険者に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 第1号被保険者は、日本国内に住所を有する20歳以上65歳未満の者で、第2号被保険者および第3号被保険者のいずれにも該当しない者である。
2. 第2号被保険者は、厚生年金保険の被保険者で、20歳以上70歳未満の者である。
3. 第3号被保険者は、第2号被保険者の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満の者である。
4. 日本国内に住所を有する20歳未満の者は、厚生労働大臣に申し出ることにより任意加入被保険者となることができる。

解 答 3

1. × 高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けるためには、原則として60歳到達時に雇用保険の一般被保険者であった期間が**5年以上**あることが必要である。
2. × 高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けるためには、一定の一般被保険者に対して支給対象月に支払われた賃金の額が、原則として60歳到達時の賃金月額**の75%未満**となっていることが必要である。
3. ○ なお、この調整は在職老齢年金制度と合わせて調整される。
4. × 高年齢再就職給付金を受給するためには、再就職した日の前日における基本手当の支給残日数が**100日以上**あること等の要件を満たすことが必要である。

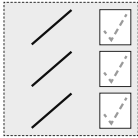
第1章

ライフプランニングと資金計画

解 答 3

1. × 第1号被保険者は、日本国内に住所を有する**20歳以上60歳未満**の者で、第2号被保険者および第3号被保険者のいずれにも該当しない者である。
2. × 第2号被保険者は、厚生年金保険の被保険者で、**65歳未満**の者である。
3. ○ 第3号被保険者は、**第2号被保険者の被扶養配偶者**で、**20歳以上60歳未満**の者である。
4. × 日本国内に住所を有する20歳未満の者は、任意加入被保険者の要件を満たさな
いため任意加入被保険者になることはできない。なお、国民年金の任意加入被保
険者になることができるのは、**20歳以上65歳未満の者で日本国内に住所を有し
ていない者**(日本国籍を有している者に限る)その他一定の要件を満たした者で
ある。

DATE

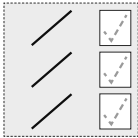
**問題 14** 国民年金(保険料)

2014年5月試験

国民年金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 第1号被保険者で一定の大学等の学生は、年齢および本人の所得にかかわらず、学生納付特例の適用を受けることができる。
2. 学生を除く50歳未満の第1号被保険者は、本人および配偶者の前年の所得がそれぞれ一定金額以下の場合、同居の世帯主の所得にかかわらず、保険料納付猶予制度の対象となる。
3. 第1号被保険者が納付すべき保険料について、その者の配偶者やその者が属する世帯の世帯主は、当該保険料を被保険者本人と連帯して納付する義務を負う。
4. 保険料免除期間に係る保険料のうち、追納することができる保険料は、追納に係る厚生労働大臣の承認を受けた日の属する月前10年以内の期間のものとしてされている。

DATE

**問題 15** 厚生年金保険

2015年1月試験

厚生年金保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 産前産後休業期間中の被保険者に係る厚生年金保険の保険料は、事業主の申出により被保険者負担分の納付が免除されるが、事業主負担分については免除されない。
2. 厚生年金保険法に定める業種であって、常時5人以上の従業員を使用している個人事業所は、厚生年金保険の強制適用事業所となる。
3. 老齢厚生年金の繰上げ支給を請求するときは、その請求と同時に老齢基礎年金の繰上げ支給の請求もしなければならない。
4. 老齢厚生年金の繰下げ支給の増額率は、繰り下げた月数に0.7%を乗じて得た率(最大84%)となる。

解 答 1

1. × 第1号被保険者で一定の大学等の学生は、同居の世帯主の所得にかかわらず、**本人の所得が一定金額以下であれば、学生納付特例の適用を受けることができる。**
2. ○ 学生を除く50歳未満の第1号被保険者は、**本人および配偶者の前年の所得がそれぞれ一定金額以下の場合、同居の世帯主の所得にかかわらず、保険料納付猶予制度の対象となる。**なお、学生納付特例および保険料納付猶予制度に係る保険料の**追納がない場合、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されるが、老齢基礎年金の年金額には反映されない。**
3. ○ なお、学生納付特例および保険料納付猶予制度以外の保険料免除期間において保険料の追納がない場合、老齢基礎年金の年金額の計算上、所定の期間が反映される。
4. ○ 保険料免除期間に係る保険料のうち、追納することができる保険料は、追納に係る厚生労働大臣の承認を受けた日の属する月前**10年以内**の期間のものとされている。

解 答 1

1. × 産前産後休業期間中や育児休業期間中の被保険者に係る厚生年金保険の保険料は、事業主の申出により**被保険者負担分および事業主負担分**が免除される。
2. ○ なお、**法人の事業所**は、使用している**従業員の数を問わず**、厚生年金保険の強制適用事業所となる。
3. ○ 老齢厚生年金の**繰上げ支給**を請求するときは、その請求と**同時に**老齢基礎年金の**繰上げ支給**の請求もしなければならない。なお、老齢厚生年金および老齢基礎年金の繰上げ支給を請求した場合、老齢厚生年金および老齢基礎年金ともに繰上げ月数1月当たり**0.4%**(2022年4月1日前に60歳に到達していた人は0.5%)の割合で減額される。
4. ○ 老齢厚生年金の**繰下げ支給**の増額率は、繰り下げた月数に**0.7%**を乗じて得た率(**最大84%**)となる。老齢厚生年金の**繰下げ支給**の申出を行う場合、老齢基礎年金の**繰下げ支給**の申出と同様、その申出は66歳到達日以降に**それぞれ別々**に行うことができる。

DATE



問題16 老齢基礎年金(受給開始年齢の繰上げ・繰下げ) 2013年5月試験

老齢基礎年金の繰上げ支給および繰下げ支給に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 59歳の人が60歳到達時に老齢基礎年金の繰上げ支給の請求をした場合、老齢基礎年金の額は繰上げ月数1月当たり0.4%の割合で減額される。
2. 老齢基礎年金の繰上げ支給の請求後は、その請求の取消しまたは受給開始年齢の変更をすることはできない。
3. 65歳到達時に老齢基礎年金の受給権を有する者が、老齢基礎年金の繰下げ支給の申出をする場合、その申出は66歳到達日以降に行うことができる。
4. 付加年金を受給できる者が老齢基礎年金の繰下げ支給の申出をした場合、付加年金は、支給開始は繰り下がるが、繰下げによる増額はない。

DATE



問題17 老齢厚生年金 2013年9月試験

老齢厚生年金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 65歳からの老齢厚生年金が支給されるためには、老齢基礎年金の受給資格期間を満たし、厚生年金保険の被保険者期間が1ヵ月以上あることが必要である。
2. 老齢厚生年金に加給年金額が加算されるためには、老齢厚生年金の受給権者本人の厚生年金保険の被保険者期間が20年以上あることが必要である。
3. 老齢厚生年金の支給繰下げの申出をする場合、その申出は老齢基礎年金の支給繰下げの申出と同時にに行わなければならない。
4. 特別支給の老齢厚生年金は、定額部分に続き報酬比例部分も段階的に支給開始年齢が引き上げられ、最終的には廃止されることになっている。

解 答 4

- なお、老齢基礎年金の繰上げ支給の請求は**60歳**到達月から行うことができ、この場合、減額率は24% ($0.4\% \times 60$ ヵ月)となる。
- 老齢基礎年金の繰上げの請求書が受理された後は、請求の取消しや受給開始年齢の変更をすることができず、**減額された額が一生続く**ことになる。
- 65歳到達時に老齢基礎年金の受給権を有する者が、老齢基礎年金の**繰下げ支給**の申出をする場合、その申出は**66歳**到達日以降に行うことができる。なお、老齢基礎年金の**繰下げ支給**の請求をした場合、老齢基礎年金の額は繰下げ月数1月当たり**0.7%**の割合で増額される。
- × 付加年金を受給できる者が老齢基礎年金の**繰下げ支給**の申出をした場合、付加年金の支給開始も繰り下がるが、老齢基礎年金の増額割合と同じ割合で増額される。なお、**繰上げ支給**の場合にも、老齢基礎年金の減額割合と同じ割合で減額されることになる。

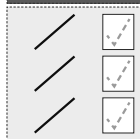
解 答 3

- **65歳からの老齢厚生年金**が支給されるためには、老齢基礎年金の受給資格期間を満たし、厚生年金保険の被保険者期間が**1ヵ月以上**あることが必要である。なお、**特別支給の老齢厚生年金**を受給するためには、老齢基礎年金の受給資格期間を満たし、厚生年金保険の被保険者期間が**1年以上**あることが必要である。
- 受給権者本人の厚生年金保険の被保険者期間が**20年以上**ある場合に、所定の要件を満たせば、65歳以降の老齢厚生年金の受給権を取得したときから加給年金額が加算される。
- × 老齢厚生年金の支給繰下げの申出と老齢基礎年金の支給繰下げの申出は**別々**に行うことができる。
- なお、特別支給の老齢厚生年金は、現在は1966(昭和41)年4月1日以前生まれの女性のみが対象となっている。1961(昭和36)年4月1日以前生まれの男性もかつては対象であったが、これらの男性はすでに65歳に達しているため、現在は特別支給の老齢厚生年金の支給はない。

公的年金における障害給付

テキストP.65～

DATE



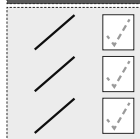
問題18 公的年金における障害給付1

2014年9月試験

障害基礎年金および障害厚生年金に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 障害基礎年金および障害厚生年金における障害認定日とは、障害の原因となった傷病の初診日から起算して1年を経過した日とされる。
2. 国民年金の被保険者でない20歳未満の期間に初診日のある傷病に係る障害については、20歳以後の障害の状態にかかわらず、障害基礎年金は支給されない。
3. 障害等級1級に該当する者に支給される障害基礎年金の額は、障害等級2級に該当する者に支給される障害基礎年金の額の100分の150相当額である。
4. 障害等級1級または2級に該当する者が所定の要件を満たす配偶者を有する場合、その者に支給される障害厚生年金には、加給年金額が加算される。

DATE



問題19 公的年金における障害給付2

2021年9月試験

公的年金制度の障害給付に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 障害厚生年金の額を計算する際に、その計算の基礎となる被保険者期間の月数が300月に満たない場合、300月として計算する。
2. 国民年金の被保険者ではない20歳未満の期間に初診日および障害認定日があり、20歳に達した日において障害等級1級または2級に該当する程度の障害の状態にある者に対しては、その者の前年の所得の額にかかわらず、障害基礎年金が支給される。
3. 障害基礎年金の受給権者が、所定の要件を満たす配偶者を有する場合、その受給権者に支給される障害基礎年金には、配偶者に係る加算額が加算される。
4. 障害手当金の支給を受けようとする者が、同一の傷病により労働者災害補償保険の障害補償給付の支給を受ける場合、障害手当金と障害補償給付の支給を同時に受けることができる。

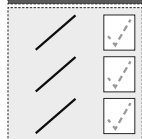
解 答 4

1. × 障害基礎年金および障害厚生年金における障害認定日とは、障害の原因となった傷病の初診日から起算して**1年6ヵ月**を経過した日(その期間内に傷病が治った場合は、その治った日)とされる。
2. × 国民年金の被保険者でない**20歳未満**の期間に初診日のある傷病に係る障害については、原則として**20歳**に達した日に障害基礎年金の受給権が発生する。
3. × 障害等級1級に該当する者に支給される障害基礎年金の額は、障害等級2級に該当する者に支給される障害基礎年金の額の**100分の125**相当額である。
4. ○ 障害等級1級または2級に該当する者が所定の要件を満たす配偶者を有する場合、その者に支給される障害厚生年金には、**配偶者の加給年金額**が加算される。なお、障害等級1級または2級に該当する者が所定の要件を満たす子を有する場合、その者に支給される障害基礎年金には、**子の加算額**が加算される。

解 答 1

1. ○ 障害厚生年金の額を計算する際に、その計算の基礎となる被保険者期間の月数が**300月**に満たない場合、**300月**として計算する。
2. × 障害認定日が**20歳前**であるときは、**20歳**に達した時に障害基礎年金の受給権が発生するが、前年の所得が一定額を超えると、障害基礎年金の**全額または2分の1**が支給停止となる。
3. × 障害基礎年金の受給権者が、所定の要件を満たす子を有する場合、その受給権者に支給される障害基礎年金には、**子の加算額**が加算される。
4. × 同一の傷病により労働者災害補償保険の障害補償給付の支給を受ける場合、**障害手当金は支給されない**。

DATE



問題20 公的年金における遺族給付

2015年1月試験

公的年金の遺族給付に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 遺族基礎年金を受給することができる遺族は、国民年金の被保険者等の死亡の当時、その者によって生計を維持され、かつ、所定の要件を満たす妻および子に限られる。
2. 厚生年金保険の被保険者が死亡し、その者によって生計を維持されていた30歳未満の妻が遺族厚生年金の受給権のみを取得した場合、その妻に対する遺族厚生年金の支給期間は、最長で10年間となる。
3. 寡婦年金と死亡一時金は、受給要件をいずれも満たしている場合は、併給される。
4. 寡婦年金の受給権者が老齢基礎年金の繰上げ支給の請求をした場合、寡婦年金の受給権は消滅する。

解 答 4

1. × 遺族基礎年金を受給することができる遺族は、国民年金の被保険者等の死亡の当時、その者によって生計を維持され、かつ、**子**(18歳に到達する年度の末日までの間にあり、かつ、現に婚姻していない者など)の**ある配偶者および子**に限られる。
2. × 厚生年金保険の被保険者が死亡し、その者によって生計を維持されていた**30歳未満の妻**が遺族厚生年金の受給権のみを取得した場合、その妻に対する遺族厚生年金の支給期間は、最長で**5年間**となる。
3. × 寡婦年金と死亡一時金のいずれの受給要件も満たしている妻は、**いずれか一方の支給を選択**する。なお、寡婦年金は、受給要件を満たした妻に、妻が**60歳**に達した日の属する月の翌月から**65歳**に達する日の属する月までの間、支給される。
4. ○ 寡婦年金の受給権者が老齢基礎年金の繰上げ支給の請求をした場合、寡婦年金(遺族年金)と老齢基礎年金(老齢年金)は事由の異なる年金となるため、**寡婦年金の受給権は消滅**する。

DATE

**問題21** 遺族厚生年金

2015年5月試験

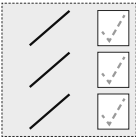
遺族厚生年金に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 遺族厚生年金を受けられる遺族は、厚生年金保険の被保険者または被保険者であった者の死亡の当時、その者によって生計を維持されていた配偶者および子に限られる。
2. 遺族厚生年金の年金額は、死亡した者の厚生年金保険の被保険者期間を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の3分の2相当額である。
3. 厚生年金保険の被保険者である夫が死亡し、子のない35歳の妻に支給される遺族厚生年金には、中高齢寡婦加算額が加算される。
4. 遺族厚生年金の受給権者が特別支給の老齢厚生年金の受給権を取得した場合、その者は65歳に達するまではいずれか一方の年金を選択して受給することになる。

公的年金制度の共通事項

テキストP.77～

DATE

**問題22** 年金の併給調整

2015年9月試験

公的年金の併給調整に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 遺族厚生年金を受給している者が、65歳以降に老齢基礎年金の受給権を取得した場合、遺族厚生年金と老齢基礎年金は併給される。
2. 障害基礎年金を受給している者が、65歳以降に老齢厚生年金の受給権を取得した場合、障害基礎年金と老齢厚生年金は併給される。
3. 障害厚生年金を受給している者が、65歳以降に老齢基礎年金の受給権を取得した場合、障害厚生年金と老齢基礎年金は併給される。
4. 特別支給の老齢厚生年金は、その受給権者が雇用保険の基本手当を受給している期間、原則として、支給停止となる。

解 答 4

1. × 遺族厚生年金を受けられる遺族は、厚生年金保険の被保険者または被保険者であった者の死亡の当時、その者によって生計を維持されていた**配偶者、子、父母、孫または祖父母**である。
2. × 遺族厚生年金の年金額は、死亡した者の厚生年金保険の被保険者期間を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の**4分の3**相当額である。
3. × 中高年齢寡婦加算額は、遺族基礎年金の要件に該当する子がない場合、厚生年金保険の被保険者である夫の死亡時に**40歳以上**である妻の遺族厚生年金に加算される。したがって、夫死亡時に35歳である子のない妻には、中高年齢寡婦加算額は加算されない。
4. ○ 遺族年金と老齢年金など異なる事由の受給権を有する場合、**65歳**に達するまでは、いずれか一方の年金を**選択して受給**することになる。よって、遺族厚生年金の受給権者が特別支給の老齢厚生年金の受給権を取得した場合、その者は65歳に達するまではいずれか一方の年金を選択して受給することになる。なお、65歳以上で異なる事由の受給権を有する場合、組み合わせによっては併給できる場合がある。

解 答 3

1. ○ 老齢基礎年金を受給している者が、**65歳**以降に遺族厚生年金の受給権を取得した場合も、**老齢基礎年金と遺族厚生年金**は併給される。
2. ○ なお、障害基礎年金を受給している者が、**65歳**以降に遺族厚生年金の受給権を取得した場合も、**障害基礎年金と遺族厚生年金**は併給される。
3. × 障害厚生年金と老齢基礎年金は併給されない。
4. ○ なお、厚生年金保険の被保険者が特別支給の老齢厚生年金と雇用保険の高年齢雇用継続給付を受給する場合、特別支給の老齢厚生年金は、在職老齢年金の仕組みによる支給調整に加え、高年齢雇用継続給付との調整も行われる。